

第五次国有林野施業実施計画  
第三次変更計画書  
(神通川森林計画区)

[変更年月]

第一次変更	平成 30 年 3 月
第二次変更	平成 31 年 3 月
第三次変更	令和 2 年 3 月

林野庁中部森林管理局

## 目 次

I 変更事由 .....	1
II 変更事項	
4 治山に関する事項 .....	2

## 神通川森林計画区 第五次国有林野施業実施計画の第三次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。  
なお、この変更は令和2年4月1日から効力を生ずるものとする。

### I 変更事由

- ・ 治山に関する事項について  
治山事業の保全施設の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

4 治山に関する事項

(単位:保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計 画 量
相ノ又、東又谷、北又谷、阿部木谷、南又谷、白萩川、 ブナクラ谷、小又川、一の谷、松尾谷、長棟川上部、 小又谷、出大谷	保全施設	溪 間 工	13
相ノ又、南又谷、ブナクラ谷、一の谷、長棟川上部、出大谷	保全施設	山 腹 工	6
東又谷、相ノ又、ブナクラ谷	保全施設	そ の 他	3
神通川森林計画区管内の保安林区域内	保 安 林 の 整 備	そ の 他	16.32
合 計	保全施設	溪 間 工	13
		山 腹 工	6
		そ の 他	3
	保 安 林 の 整 備	そ の 他	16.32

(注) 1 位置は、単位流域を表す。

2 保全施設の計画量（箇所）は、単位流域の数を表す。

3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。